



2025年12月19日

各位

インフラファンド発行者名
ジャパン・インフラファンド投資法人
代表者名 執行役員

佐々木 聰
(コード番号 9287)

管理会社名
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
TEL:03-6264-8524

佐々木 聰
深山 陽

(変更)「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人(証券コード9287)投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、2025年11月6日付で公表いたしました「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード9287）投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じましたので、下記のとおりお知らせいたします。

みずほリース株式会社（以下「みずほリース」といいます。）が公表した本日付「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード：9287）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、MMパワー合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年11月7日より開始しております本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年1月7日まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすることを決定したとのことです。

なお、変更箇所につきましては下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

（変更前）

本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

（変更後）

本投資法人は、2025年11月6日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、本投資法人は、2025年12月19日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。



なお、上記各本投資法人役員会決議は、いざれも下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

II. 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有する JIA 株式 90.0% のうち 39.0%、みずほ銀行が所有する JIA 株式の 5.0%、みずほ信託銀行が所有する JIA 株式の 5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しているとのことです。なお、JIA 株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である 2025 年 12 月 26 日 を予定しているとのことです。

<中略>

III. 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより本投資法人投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本投資法人の投資主を公開買付者のみとし、本投資法人を完全子法人化するための本スクイーズアウト手続を実施するとのことです。本スクイーズアウト手続の効力発生後の JIA に対する所有割合は、みずほリース 49.0%、丸紅 51.0%となる予定であるとのことです。なお、本スクイーズアウトの効力発生は 2026 年 3 月中旬を予定しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

II. 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有する JIA 株式 90.0% のうち 39.0%、みずほ銀行が所有する JIA 株式の 5.0%、みずほ信託銀行が所有する JIA 株式の 5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しているとのことです。なお、JIA 株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である 2026 年 1 月 15 日 を予定しているとのことです。

<中略>

III. 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより本投資法人投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本投資法人の投資主を公開買付者のみとし、本投資法人を完全子法人化するための本スクイーズアウト手続を実施するとのことです。本スクイーズアウト手続の効力発生後の JIA に対する所有割合は、みずほリース 49.0%、丸紅 51.0%となる予定であるとのことです。なお、本スクイーズアウトの効力発生は 2026 年 3 月中旬～下旬を予定しているとのことです。

<後略>

② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ア) 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(d) 本取引の実施を決定するに至るまでの検討及び交渉過程

(変更前)

<前略>

最終的に、公開買付者らは、2025 年 11 月 5 日、本投資法人及び本投資法人が設置した本特別委員会より、最終的な意思決定は本投資法人が設置した本特別委員会の答申を踏まえた上で 2025 年 11 月 6 日に開催される本投資法人の役員会決議を経てなされることを前提として、本公開買付価格を 65,000 円とするることを受諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を 65,000 円とすることで合意したことです。

<後略>

(変更後)

<前略>



最終的に、公開買付者は、2025年11月5日、本投資法人及び本投資法人が設置した本特別委員会より、最終的な意思決定は本投資法人が設置した本特別委員会の答申を踏まえた上で2025年11月6日に開催される本投資法人の役員会決議を経てなされることを前提として、本公開買付価格を65,000円とすることを受諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を65,000円とすることで合意したことです。

その後、公開買付者は、2025年11月7日から、本公開買付けを開始いたしましたが、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年12月19日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年1月7日まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。なお、公開買付者としては、65,000円という本公開買付価格は、本投資法人の価値を十分に反映しているものと考えており、本投資法人の皆様に本投資法人投資口の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はしない旨を公表したことです。

＜後略＞

(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯、及び本投資法人の意思決定の内容

(変更前)

＜前略＞

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

＜前略＞

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。その後、本投資法人は、2025年12月19日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、上記各本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本投資法人を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、本投資法人の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本投資法人の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、本投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を本投資法人に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在において、本臨時投資主総会の開催日は2026年2月中旬頃を予定しているとのことです。

＜後略＞



(変更後)

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本投資法人を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、本投資法人の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本投資法人の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、本投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を本投資法人に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在において、本臨時投資主総会の開催日は2026年2月下旬～3月下旬頃を予定しているとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

②本投資法人における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(ii) 検討の経緯

(変更前)

本特別委員会は、2025年7月2日から本日までにそれぞれ委員3名全員出席のもと合計13回開催され、本諮問事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討を行う等して、本諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

<後略>

(変更後)

本特別委員会は、2025年7月2日から2025年11月6日までにそれぞれ委員3名全員出席のもと合計13回開催され、本諮問事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討を行う等して、本諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

<後略>

(iii) 判断内容

(変更前)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、本日、本投資法人役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

<中略>

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法定期間である20営業日と比べて比較的長期間である30営業日とする予定であり、本投資法人の投資主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、本投資法人は、市場における潜在的な買取者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

<後略>

(変更後)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2025年11月6日、本投資法人役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2025年12月19日、本買付条件等変更後においても、



本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事情に変更はないと認められるため、本答申書の内容に変更はないことを承認しました。

<中略>

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、公開買付期間について、法定期間である 20 営業日と比べて比較的の長期間である 30 営業日とする予定であり、本投資法人の投資主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、本投資法人は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

<後略>

⑤本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認

(変更前)

<前略>

その結果、本投資法人は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」とおり、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwC アドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF 方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025 年 11 月 6 日開催の本投資法人役員会において、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、本投資法人の執行役員である佐々木聰氏は、JIA の代表取締役を兼任しており、本取引が JIA の事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースが JIA の大口の株主となることが想定されていることなど、JIA が本取引について本投資法人の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化取引の提案に対する本投資法人の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIA の代表取締役として JIA とみずほリースとの間の JIA 株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の本投資法人役員会（上記の 2025 年 11 月 6 日開催の本投資法人役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっておりません。

(変更後)

<前略>

その結果、本投資法人は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」とおり、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwC アドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF 方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断



し、2025年11月6日開催の本投資法人役員会において、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、本投資法人は、2025年12月19日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人における意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した本投資法人の役員の全員一致（本投資法人の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、本投資法人の執行役員である佐々木聰氏は、JIAの代表取締役を兼任しており、本取引がJIAの事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースがJIAの大口の株主となることが想定されていることなど、JIAが本取引について本投資法人の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化取引の提案に対する本投資法人の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIAの代表取締役としてJIAとみずほリースとの間のJIA株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の本投資法人役員会（上記の2025年11月6日開催の本投資法人役員会及び上記の2025年12月19日開催の本投資法人役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっておりません。

⑦本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置
(変更前)

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

(変更後)

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、38営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

10. 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(変更前)

本投資法人は、本公開買付けが2025年11月期の金銭の分配に係る計算書類を承認する時までに成立していることを条件に、2025年11月期の分配を行わないことを決議し、2025年11月期の分配金の予想を修正いたしました。詳細につきましては、本投資法人が本日付で公表した「2025年11月期の分配金予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

(変更後)

本投資法人は、本公開買付けが2025年11月期の金銭の分配に係る計算書類を承認する時までに成立していることを条件に、2025年11月期の分配を行わないことを決議し、2025年11月期の分配金の予想を修正いたしました。詳細につきましては、本投資法人が2025年11月6日付で公表した「2025年11月期の分配金予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://ji-fund.com/>



ジャパン・インフラファンド投資法人

(参考) 本日付「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード：9287）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」(別紙)



2025年12月19日

各 位

会 社 名 みずほリース株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 昭
(コード番号: 8425 東証プライム)
問い合わせ先 執行役員 藤原 隆司
経営企画部長
電 話 番 号 03-5253-6511 (代表)

会 社 名 MMパワー合同会社
代 表 者 名 代表社員 エムエル・パワー株式会社
職務執行者 中村 修
問い合わせ先 リーガルチーム 和田 佳昭
チーム長
電 話 番 号 03-5253-6646 (代表)

MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード：9287）投資口に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

みずほリース株式会社（以下「みずほリース」といいます。）の完全子会社であるエムエル・パワー株式会社がその出資持分の全てを保有しているMMパワー合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月6日、インフラファンド市場、以下「対象者」といいます。の投資口（以下「対象者投資口」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年11月7日より本公開買付けを開始しておりますが、本日、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年1月7日まで延長し、合計38営業日とすることを決定いたしました。これに伴い、2025年11月6日付「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード：9287）投資口に対する公開買付けの開始並びにみずほリース株式会社によるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の株式取得及び業務提携契約締結に関するお知らせ」の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 本公開買付けについて

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

II. 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有するJIA株式90.0%のうち39.0%、みずほ銀行が所有するJIA

株式の 5.0%、みずほ信託銀行が所有する JIA 株式の 5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しております。なお、JIA 株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である 2025 年 12 月 26 日 を予定しております。

＜中略＞

III. 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の投資主を公開買付者のみとし、対象者を完全子法人化するための本スクイーズアウト手続を実施いたします。本スクイーズアウト手続の効力発生後の JIA に対する所有割合は、みずほリース 49.0%、丸紅 51.0%となる予定です。なお、本スクイーズアウトの効力発生は 2026 年 3 月中旬を予定しております。

＜中略＞

対象者が 2025 年 11 月 6 日付で公表した「MM パワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード 9287）投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者役員会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

＜前略＞

II. 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有する JIA 株式 90.0% のうち 39.0%、みずほ銀行が所有する JIA 株式の 5.0%、みずほ信託銀行が所有する JIA 株式の 5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しております。なお、JIA 株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である 2026 年 1 月 15 日 を予定しております。

＜中略＞

III. 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の投資主を公開買付者のみとし、対象者を完全子法人化するための本スクイーズアウト手続を実施いたします。本スクイーズアウト手続の効力発生後の JIA に対する所有割合は、みずほリース 49.0%、丸紅 51.0%となる予定です。なお、本スクイーズアウトの効力発生は 2026 年 3 月中旬～下旬を予定しております。-

＜中略＞

対象者が 2025 年 11 月 6 日付で公表した「MM パワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード 9287）投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、対象者は、2025 年 12 月 19 日 開催の対象者役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者投資口を所有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、上記各対象者役員会の意思決定過程の詳細については、いずれも対象者プレスリリース及び下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（iv）本取引の実施を決定するに至るまでの検討及び交渉過程

(変更前)

＜前略＞

最終的に、公開買付者は、2025年11月5日、対象者との間で本公開買付価格を65,000円とすることで合意いたしました。

<後略>

(変更後)

<前略>

最終的に、公開買付者は、2025年11月5日、対象者及び対象者が設置した本特別委員会より、最終的な意思決定は対象者が設置した本特別委員会の答申を踏まえた上で2025年11月6日に開催される対象者の役員会決議を経てなされることを前提として、本公開買付価格を65,000円とすることを受諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を65,000円とすることについて対象者との間で合意いたしました。

その後、公開買付者は、2025年11月7日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年12月19日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年1月7日まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付者としては、65,000円という本公開買付価格は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の投資主の皆様に対象者投資口の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はございません。

<後略>

② 対象者における意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯、及び対象者の意思決定の内容

(変更前)

<前略>

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、当該対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。その後、対象者は、2025年12月19日開催の対象者役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。なお、上記各対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(ii) 検討の経緯

(変更前)

本特別委員会は、2025年7月2日から本日までにそれぞれ委員3名全員出席のもと合計13回開催され、本諮詢問

事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討を行う等して、本諮問事項に関して、慎重に検討を行ったとのことです。

<後略>

(変更後)

本特別委員会は、2025年7月2日から2025年11月6日までにそれぞれ委員3名全員出席のもと合計13回開催され、本諮問事項に関する審議を行ったほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討を行う等して、本諮問事項に関して、慎重に検討を行ったとのことです。

<後略>

(iii) 判断内容

(変更前)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2025年11月6日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

<中略>

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、本公司買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法定期間である20営業日と比べて比較的長期間である30営業日とする予定であり、対象者の投資主に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、対象者は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

<後略>

(変更後)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2025年11月6日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2025年12月19日、本買付条件等変更後においても、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事情に変更はないと認められるため、本答申書の内容に変更はないことを承認したとのことです。

<中略>

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、公開買付期間について、法定期間である20営業日と比べて比較的長期間である30営業日とする予定であり、対象者の投資主に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、対象者は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

<後略>

⑥ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認

(変更前)

<前略>

その結果、対象者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」とおり、対象者が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwC アドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF 方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025 年 11 月 6 日開催の対象者役員会において、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したことです。

なお、対象者の執行役員である佐々木聰氏は、JIA の代表取締役を兼任しており、本取引が JIA の事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースが JIA の大口の株主となることが想定されていることなど、JIA が本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化取引の提案に対する対象者の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIA の代表取締役として JIA とみずほリースとの間の JIA 株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の本象者役員会（上記の 2025 年 11 月 6 日開催の対象者役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっていないとのことです。

(変更後)

<前略>

その結果、対象者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」とおり、対象者が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwC アドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF 方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025 年 11 月 6 日開催の対象者役員会において、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したことです。

また、対象者は、2025 年 12 月 19 日開催の対象者役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者における意思決定の過程及び理由」とおり、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である佐々木聰氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したことです。

なお、対象者の執行役員である佐々木聰氏は、JIA の代表取締役を兼任しており、本取引が JIA の事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースが JIA の大口の株主となることが想定されていることなど、JIA が本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化

取引の提案に対する対象者の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIA の代表取締役として JIA とみずほリースとの間の JIA 株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の対象者役員会（上記の 2025 年 11 月 6 日開催の対象者役員会及び上記の 2025 年 12 月 19 日開催の対象者役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっていないことです。

⑧ 対象者の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等
(変更前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(変更後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、38 営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しています。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、本日現在において、本臨時投資主総会の開催日は 2026 年 2 月中旬頃を予定しております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しています。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、本投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、本日現在において、本臨時投資主総会の開催日は 2026 年 2 月下旬～3 月下旬頃を予定しております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2025 年 11 月 7 日（金曜日）から 2025 年 12 月 19 日（金曜日）（30 営業日）

(変更後)

2025 年 11 月 7 日（金曜日）から 2026 年 1 月 7 日（水曜日）（38 営業日）

② 決済の開始日

(変更前)

2025年12月26日（金曜日）

(変更後)

2026年1月15日（木曜日）

以上